

A L P S 処理水の海洋放出開始に伴う安全性の確保と風評対策の徹底を求める意見書

国は、8月22日に開催した廃炉・汚染水・処理対策関係閣僚等会議において、東京電力福島第一原子力発電所の構内に保管されているA L P S 処理水について、8月24日から海洋放出を開始することを決定した。今後、東京電力ホールディングス（株）（以下「東京電力」という。）は、安全性を確認しながら段階的に処理水の海洋放出を進めていく方針である。

処理水の海洋放出については、6年以上にわたる様々な検討を経て、令和3年4月に「処理水の処分は、福島第一原発の廃炉を進め、福島の復興を成し遂げるためには避けて通れない課題である」として、当時の菅総理により政治決断がなされたものである。

原子力政策及び東京電力福島第一原子力発電所事故からの復興は、国と東京電力の責任で成し遂げるべきものである。今回の処理水の取扱いについても同様であり、当県の復興にとって重要な課題であることから、処理水の海洋放出によって、復興の円滑な進捗を阻害する問題や新たな風評が発生することがあってはならない。

よって、国においては、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 処理水の海洋放出については、安全性の確保が大前提であり、タンク内の水の浄化処理の確実な実施や、第三者機関による環境モニタリングの比較測定などにより、客観性を確保しながら行うなど、徹底した安全対策を講じること。
また、海洋放出の工程における設備の安全性の向上やトラブルの未然防止等について、万全の対策を講じるよう東京電力を指導し、最後まで責任を持って対応するよう求めるとともに、異常が確認された場合には、迅速かつ確実に放出を停止すること。
- 2 処理水の海洋放出は長期間にわたる取組が必要であることから、測定結果や環境モニタリング結果など、県民や国民に対する分かりやすい情報発信を強化するとともに、国際原子力機関（IAEA）等と連携し、科学的な事実に基づく情報を積極的に発信し、国内外の理解醸成に努めること。
- 3 未だに根強く残る原発事故の風評に加え、処理水の海洋放出により、更なる風評が上乗せされることがないように、風評対策を徹底すること。また、事業者が安心して生業を継続できるよう、処理水の処分に関する基本方針の着実な実行に向けた行動計画の実施状況を確認しながら、追加対策や支援内容の見直しを含め、必要な対策を機動的に講じていくこと。さらに、そうした対策を講じても風評被害が発生する場合には、東京電力に対し迅速かつ確実な賠償を行うよう指導するなど、最後まで責任を持って対応するよう求めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和5年10月4日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣
農林水産大臣
経済産業大臣
環境大臣
復興大臣
原子力規制委員会委員長
宛て

福島県議会議長 渡辺義信